

委託契約書

- 1 委託業務の名称 岩手県農業研究センター高圧受変電設備機器PCB含有検査業務
- 2 委託期間 令和8年 月 日から令和8年10月31日まで
- 3 履行場所 岩手県北上市成田地区及び飯豊地区（岩手県農業研究センター本部）
岩手県北上市飯豊3-110（岩手県立農業ふれあい公園）
- 4 委託料金 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円）
- 5 契約保証金 金 円

岩手県（以下、「発注者」という。）と （以下、「受注者」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、発注者から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別記「岩手県農業研究センター高圧受変電設備機器PCB含有検査業務仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

（実施に関する指示）

第2条 発注者は、受注者に対して委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

- 2 受注者は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

（権利の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、発注者の委託料の支払による弁済の効力は、発注者が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第4条 受注者は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たものについては、この限りでない。

(契約保証金)

第5条 受注者は契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第112条各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

(注) 会計規則の規定により契約保証金の全部を免除する場合には、第5条を次のように改める。

第5条 削除

(委託業務の内容の変更、中止等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、発注者、受注者、協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び検査)

第7条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により委託業務完了報告書（様式第1号）の提出を受けた場合は、10日以内に業務の完了確認のための検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。

4 受注者は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を発注者に報告するものとする。この場合において措置後の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払い)

第8条 受注者は、第7条第2項（第7条第4項において準用する場合も含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第2号）を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、第1項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下、「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第10条 発注者は、受注者が、自己の責めに帰すべき理由により、毎日の委託業務を欠いた場合は、当該日1日につき、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

(支払遅延利息)

第11条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

ただし、その額が100 円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、受注者が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第7条第3項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 受注者が委託業務を実施することができなくなったとき。

(3) 受注者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

(4) 受注者が不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。

(5) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

(6) その他、発注者が必要と認めるとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条又は第14条第2号から6号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。
- (2) 第6条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は第17条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の契約保証金)

第19条 第13条又は第14条第2号から6号の規定によりこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(注) 会計規則の規定により契約保証金の全部を免除する場合には、第19条第1項及び同条第2項を次のように改める。

第19条 削除

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条第2号から6号の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第14条第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(注) 会計規則の規定により契約保証金を免除する場合には、第20条第3項を削除する。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第21条 受注者は、第13条、第14条第2号から6号の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に納付するものとする。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第22条 受注者は、第13条、第14条第2号から6号の規定により契約を解除された場合は、第20条の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。

2 発注者は、第16条、第17条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第23条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(必要経費の負担)

第25条 受注者は、委託業務の遂行のため使用する機械、器具及び材料に要する経費を負担するものとする。

(施設等の使用)

第26条 受注者は、発注者の承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

2 発注者は、受注者に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。
ただし、受注者は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

(休息施設の提供)

第27条 発注者は、受注者に対し、委託業務に従事する者の休憩施設を無償で提供するものとする。

(管理者の責務)

第28条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、発注者の施設及び設備について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(補足)

第29条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 岩手県
契約担当者
岩手県農業研究センター所長

受注者 住 所
氏 名